

平成20年度 長崎県国民保護協議会 開催結果

下記のとおり長崎県国民保護協議会を開催しましたので、ご報告します。

○開催日時

平成20年12月18日(木) 13:30~14:10

○開催場所

ホテルセントヒル長崎 紫陽花の間

○出席者

立石副知事(会長(知事)代理)

長崎県国民保護協議会 委員(代理出席含む) 55名(別紙のとおり)

長崎県国民保護協議会事務局(県危機管理防災課職員) 3名

○次第

1 開 会

2 あいさつ(立石副知事)

3 議 題

議長:立石副知事 事務局説明:危機管理防災課長

(1)長崎県国民保護計画の経緯と今後の予定

(2)長崎県国民保護計画の変更について

(3)長崎県国民保護計画(変更案)の答申について

4 閉 会

《詳細(議事録)》

— 開会あいさつ —

[立石副知事] 本日は、「長崎県国民保護協議会」を開催いたしましたところ、皆様にはご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

皆様には、日頃から危機管理行政や防災行政をはじめ、県政全般にわたり、ひとつならぬお力添えをいただいておりますことに対し、この場をお借りいたしまして、改めて厚くお礼申し上げます。

さて、他国からの武力攻撃や大規模なテロから国民の生命・財産を守り被害を最小限に抑えることを目的に平成16年9月から始まった国民保護の制度ですが、すでに4年の歳月が経過いたしました。

その間、国や都道府県、市町村などでは、計画を作成し、計画を運用するための様々な取り組みがなされております。

本県におきましても、平成18年3月に長崎県国民保護計画を作成し、以後、国民保護訓練を毎年実施しながら、計画の実効性の検証や職員の習熟を図ってきたほか、広域応援協定の締結やマニュアル類の作成など計画の運用整備に努めてまいりました。

これから、ご審議をお願いいたします長崎県国民保護計画の変更案については、今年の10月24日に国で閣議決定された「国民の保護に関する基本指針」の変更で、安否情報事務や現地調整所の在り方など都道府県の計画の運用に大きく関わる内容が盛り込まれましたことを受けて、これらを計画に反映させるために修正するものでございます。

本日の協議会では、計画の変更案に関して答申を取りまとめていきたいと考えておりますので、委員の皆様、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見をいただきますよう、お願い申し上げまして、ごあいさつといたします。

— 会議成立報告 —

[事務局] 本日の会議は、委員総数65名のうち55名が出席又は委任状により出席されておりますので、長崎県国民保護協議会条例第4条第2項の規定により本会議が成立したことを、ご報告いたします。

— 議長選出 —

[事務局] 本会議の議長は、条例第4条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、今回、金子知事より会長代理の委任を受けております立石副知事が議長をつとめます。それでは、立石副知事に議長をお願いいたします。

— 議案 —

[議長] それでは、本会議の議長を努めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。お手元にお配りしております次第に沿って進めてまいります。

まず、「資料1 長崎県国民保護計画の経緯と今後の予定」について、事務局から説明願います。

[事務局長] 長崎県危機管理防災課長の溝口でございます。よろしくようお願い申し上げます。それでは、早速ですが、お手元の資料に「資料1 長崎県国民保護計画の経緯と今後の予定」があると存じますが、まず、このことについて簡単にご説明いたします。

【 別添資料にそって説明 】

[議長] 引き続き、「長崎県国民保護計画の変更について」について、事務局から説明願います。

[事務局長] それでは「長崎県国民保護計画の変更について」につきまして、「資料2 長崎県国民保護計画の変更について」に従って、ご説明申し上げます。

【 別添資料にそって説明 】

[議長] ただいま、事務局の方から、長崎県国民保護計画の変更の経緯と今後の予定、また、長崎県国民保護計画の変更の内容について、説明がありました。

なお、計画変更案の作成に関しましては、11月26日に開催いたしました幹事会等を通じてご意見をいただいております。

それでは、今の説明につきまして、皆様から何かご意見、ご質問等がございましたら、挙手をしていただき、ご発言をお願いいたします。

[委員] 意見なし

[議長] それでは、次の議事に進めさせていただきます。

長崎県国民保護計画（変更案）の答申について事務局から説明願います。



[事務局長] それでは、長崎県国民保護計画（変更案）の答申について、ご説明いたします。

国民保護法第37条第3項の規定に基づき、平成20年10月27日付けで当協議会へ諮問がありました「長崎県の国民の保護に関する計画」につきましては、これまでの審議を踏まえ、別添資料の長崎県国民保護計画（変更案）のとおり承認し、資料3-1の答申案のとおり答申することをご提案いたします。以上でございます。

[議長] 答申につきまして、事務局から提案がありましたが、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

それでは、長崎県の国民の保護に関する計画につきましては、お手元の「長崎県国民保護計画（変更案）」をこの協議会として承認し、資料3-1のとおり答申する、ということよろしいでしょうか。



[委員] 異議なし

[議長] それでは、長崎県国民保護計画（変更案）のとおり承認し、答申することといたします。

事務局からの提案は以上ですが、ほかに何かご意見等はございませんでしょうか。

[委員] 特になし

— 閉 会 —

[議長] 皆様のご協力により、この計画案をまとめることができましたことを、厚くお礼申し上げます。

今後、県といたしましては、計画に基づき、引き続き、必要な体制の整備等を行っていくこととしておりますので、委員の皆様には、今後ともご協力をお願い申し上げます。本日の議事を終了させていただきます。

[事務局] これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。